

目 次

(名称)

第1条 本会は恵泉フェロシップと称する。

(目的)

第2条 本会は、学校法人恵泉女学園（以下「学園」と言う。）の維持発展、教育研究の充実及び財政基盤の確立に寄与することを目的とする。

(組織)

第3条 本会は本部を学園内に置く。

2 会長は必要に応じて担当地域を定めて地方に本会の支部を置くことができる。

(会員)

第4条 本会の会員は、次の者をもって構成する。

(1) 個人会員

学園の関係者（学園に在籍した者、在学生とその保護者・保証人、教職員、元教職員）及び一般の有志で、本会の趣旨に賛同し、第5条に定める会費を寄付する者。

(2) 法人、団体・グループ会員

本会の趣旨に賛同し、第5条に定める会費を寄付する法人、団体・グループ。

2 会員は、本人の申し出により退会することができる。

(会費)

第5条 本会の会員は、次の会費を寄付として納付する。

(1) 個人会員

① 賛助会員 会費1口(年額10,000円)以上を毎年寄付する者。

② 協力会員 会費5,000円以上10,000円未満を毎年寄付する者。

③ フルズ会員 会費3,000円以上5,000円未満を毎年寄付する者。

④ 終身会員 終身会費1口(25万円)以上を一括納付する者、または累計寄附金額が100万円以上の者

(2) 法人会員

1口(年額10万円)以上を毎年寄付する法人。

(3) 団体・グループ会員

1口(年額5万円)以上を毎年寄付する団体・グループ。

(その他の寄付金)

第6条 前条の会費以外に納入される本会への寄付金も随時受け入れる。

(役員)

第7条 本会に次の役員を置く。

(1) 本部

① 会長 1名

② 副会長 若干名

③ 監事 2名

④ 推進委員 相当数

(2) 地方支部を置く場合

① 支部長 各支部1名

② 副支部長 各支部若干名

(3) 顧問

会長は、必要に応じて、顧問を委嘱することができる。

(役員を選任及び任期)

第8条 会長は、学園の理事長がこれにあたる。

2 副会長は、学園長、学長、校長、同窓会会長、恵泉会会長、恵泉会友の会代表及び会長の推薦により学園の理事会が委嘱を承認した者とする。

3 監事、推進委員、支部長、副支部長は、会長がこれを委嘱する。

4 役員及び顧問の任期は4年、または委嘱した会長の任期のいずれか短い方とする。役員及び顧問は再任されることができる。

(役員及び顧問の職務)

第9条 役員の職務は、次のとおりとする。

(1) 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

(2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は予め定めた順序に従って、その職務を代行する。

(3) 監事は、本会の活動状況と会計を監査する。

(4) 推進委員は、会長の命を受けて、会員の募集等本会の活動を推進すると共に、学園の広報活動に協力する。

(5) 支部長は、その地方の会員の募集に協力する。

(6) 副支部長は、支部長を補佐する。

(7) 顧問は、本会の活動について会長の諮問に応ずる。

(役員の特遇)

第10条 役員は無報酬とする。

(会議)

第11条 本会に常任委員会を置く。

2 会長は、必要に応じて常任委員会を招集し、その議長となる。

3 常任委員会は、会長、副会長、監事をもって構成し、事業計画、予算、決算、その他本会の目的達成のための活動について審議する。

4 会長は、必要に応じて、常任委員会に前項による者以外の役員を招集することができる。

(活動内容)

第12条 本会は、第2条の目的を達成するために、学園についての広報、会員の募集、募金、会員相互の親睦等の活動、その他必要な事業を行う。

(資金の受入及び経費の支出)

第13条 本会の会費または寄付は学園に納入され、学園に帰属する。

2 本会の活動に要する経費は、学園が負担する。

(会員への報告)

第14条 本会は、本会の活動状況、事業計画及び会計報告を毎年1回、会員に報告する。

(会計年度)

第15条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(事務)

第16条 本会の事務は、学園本部事務局が担当する。

(規約の改廃)

第17条 この規約の改廃は、常任委員会の議決に基づいて、理事会が定める。

附 則

この会則は2002年11月1日から施行する。

附 則

この会則は2014年10月1日から施行する。